

平成13年第2回藤岡市議会臨時会会議録

平成13年5月16日(水曜日)

議事日程 第1号

平成13年5月16日(水曜日)午前10時開議

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 市長発言
- 第 4 議会運営委員会経過報告
- 第 5 諸報告
- 第 6 常任委員会委員の選任
- 第 7 議会運営委員会委員の選任
- 第 8 選 第 4号 群馬県六市自転車競走組合議会議員の補欠選挙
- 第 9 選 第 5号 多野藤岡医療事務市町村組合議会議員の補欠選挙
- 第10 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(藤岡市税条例等の一部改正)
- 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(藤岡市国民健康保険税条例の一部改正)
- 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(藤岡市都市計画税条例の一部改正)
- 第11 報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成12年度藤岡市一般会計補正予算第4号)
- 第12 報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成12年度藤岡市老人保健特別会計補正予算第3号)
- 第13 報告第 6号 専決処分の承認を求めることについて
(平成12年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算第3号)
- 第14 報告第 7号 専決処分の承認を求めることについて
(平成12年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算第4号)
- 第15 議案第40号 固定資産評価員の選任について
- 第16 議案第41号 藤岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 第 1 会期の決定

- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 市長発言
- 第 4 議会運営委員会経過報告
- 第 5 諸報告

議長辞職の件

議長の選挙

- 第 6 常任委員会委員の選任
- 第 7 議会運営委員会委員の選任
- 第 8 選 第 4号 群馬県六市自転車競走組合議会議員の補欠選挙
- 第 9 選 第 5号 多野藤岡医療事務市町村組合議会議員の補欠選挙
- 第 10 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(藤岡市税条例等の一部改正)
- 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(藤岡市国民健康保険税条例の一部改正)
- 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(藤岡市都市計画税条例の一部改正)
- 第 11 報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成12年度藤岡市一般会計補正予算第4号)
- 第 12 報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成12年度藤岡市老人保健特別会計補正予算第3号)
- 第 13 報告第 6号 専決処分の承認を求めることについて
(平成12年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算第3号)
- 第 14 報告第 7号 専決処分の承認を求めることについて
(平成12年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算第4号)
- 第 15 議案第40号 固定資産評価員の選任について
- 第 16 議案第41号 藤岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

出席議員（23人）

1番	三好徹明君	2番	金井壽君
3番	冬木一俊君	4番	松本啓太郎君
5番	反町清君	6番	片山喜博君
7番	金子勝治君	8番	佐藤淳君
9番	茂木光雄君	10番	笠原史嗣君
11番	斉藤千枝子君	12番	坂本忠幸君
13番	木村喜徳君	14番	青柳正敏君
15番	青木寛君	16番	新井雅博君
17番	針谷賢一君	18番	山田一友君
19番	塩原吉三君	20番	中村菊雄君
22番	大戸敏子君	23番	吉田達哉君
24番	久保信夫君		

欠席議員（1人）

21番 川野盛幸君

説明のため出席した者

市長	塚本昭次君	助役	柵木孝君
収入役	星野知平君	教育長	岡田要君
企画部長	田中信一君	総務部長	新井千文君
市民環境部長	塚越正夫君	健康福祉部長	中易昌司君
経済部長	中野秀雄君	都市建設部長	須川良一君
上下水道部長	荻野廣男君	教育部長	斎藤稔一君
監査委員			
事務局長	小野里英一君		

議会事務局職員出席者

事務局長	青柳孝之	事務局次長	田島均
課長補佐兼 議事係長	宮澤正浩		

開会のあいさつ

議長（中村菊雄君） 開会前の貴重な時間でございますが、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は平成13年第2回藤岡市議会臨時会が招集になりましたが、議員各位には公私とも極めてご多忙中、全員に近いご出席をいただきまして開会できますことを厚くお礼申し上げます。今期臨時会に提案されます案件は、常任委員会委員の選任と議会運営委員会委員の選任を初め、選挙2件、報告7件、議案2件でございます。いずれも市民生活に直接関係あるものでございますので、慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げる次第でございます。

なお、議事運営につきましては、まことに不慣れな私でございますが、何とぞ議員各位の格別なるご指導、ご鞭撻を賜りまして円滑な議事運営が図れますようお願い申し上げます。まことに簡単でございますがあいさつといたします。

表彰状の伝達

議長（中村菊雄君） ここで、表彰状の伝達をさせていただきます。

去る4月26日、関東市議会議長会定期総会において、表彰状が贈られましたので伝達を行います。

事務局長。

事務局長（青柳孝之君） 名前をお呼びしますので、前の方へお進みください。

久保信夫議員。

議長（中村菊雄君）

表彰状

藤岡市

久保 信夫殿

あなたは市議会議員の職にあること10年よく地方自治の伸張発展と市政の向上振興に貢献された功績はまことに多大であります
よってここに表彰します

平成13年4月26日

関東市議会議長会会長 嶋田 政芳

事務局長（青柳孝之君） 吉田達哉議員。

議長（中村菊雄君）

表彰状

藤岡市

吉田 達哉殿

あなたは市議会議員の職にあること10年よく
地方自治の伸張発展と市政の向上振興に貢
献された功績はまことに多大であります
よってここに表彰します

平成13年4月26日

関東市議会議長会会長 嶋田 政芳

議長（中村菊雄君） 以上で表彰状の伝達を終了させていただきます。

開 会 及 び 開 議

午前10時10分開議

議長（中村菊雄君） 出席議員定足数に達しましたので議会は成立いたします。

ただいまから平成13年第2回藤岡市議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

第1 会期の決定

議長（中村菊雄君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いを。これにご
異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議長（中村菊雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規
則第81条の規定により、議長において8番佐藤淳君、9番茂木光雄君、10番笠原史嗣
君を指名いたします。

第3 市長発言

議長（中村菊雄君） 日程第3、市長発言であります。市長の登壇を願います。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 平成13年第2回藤岡市議会臨時会を開催いたしましたところ、議員各位
におかれましては、公私ともご多忙の折ご出席を賜りまして、感謝を申し上げます。また、委員各位におかれましては、平素より藤岡市の行政運営に対しましてご

協力いただいていますことを、あわせて感謝を申し上げる次第でございます。

21世紀最初の年度となる平成13年度においては、210億円という積極型予算を組みました。本年は、21世紀に藤岡市が飛躍する第一歩の年度と考えておるところでございます。地方分権への波は藤岡市にも押し寄せておりますが、きちんと足元を見つめ、そして21世紀に藤岡市がなすべきことをしっかりと見極め、藤岡市の持つ地域特性を生かし個性を発揮して、魅力あるまちづくりをしていきたいと考えております。議員の皆様におかれましては、ご協力をいただくとともに、市民の声を反映する代弁者としてご活躍いただき、また、ともに藤岡市の未来を形成していく一翼として、一層のご尽力をお願いする次第であります。

本議会にご提案申し上げましたものは、条例の一部改正等の報告7件、議案2件であります。いずれも市民生活に関連した重要なものでございますので、慎重審議をいただきましてご決定くださるようお願いを申し上げ、開会に当たりましてのあいさつといたします。

議長（中村菊雄君） 暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時13分再開

議長（中村菊雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第4 議会運営委員会経過報告

議長（中村菊雄君） 日程第4、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長塩原吉三君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 塩原吉三君登壇）

議会運営委員会委員長（塩原吉三君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過についてご報告申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により5月11日委員会を開催し、本日招集となりました平成13年第2回市議会臨時会運営について協議したのであります。

協議に先立ちまして、市長及び担当部長から提出議案に対する概要説明を受けた後、議案の取り扱い、会期等について協議したのであります。議案の取り扱いにつきまして、今回提案されますものは、常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任などと、選挙2件、報告7件、議案2件であります。それぞれ日程に従い、日程第9を終了した後、日程第10、報告第1号から第3号までの3件につきましては、一括上程、単独審議、委員会付託を省略し即決願ひ、日程第11から日程第14までの報告第4号から報告第7号の4件と日程第16、議案第41号につきましては、単独上程、単独審議、委員会付託を省

略し即決願います。次に、日程第15、議案第40号につきましては単独上程、単独審議、委員会付託及び討論を省略し即決願います。

会期につきましては、先ほど議長からお諮りして決定いたしましたとおり、本日1日と決定いたしました。

以上で、議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（中村菊雄君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

第5 諸報告

議長（中村菊雄君） 日程第5、諸報告をいたします。

川野盛幸君から平成13年5月14日付で、病気による自宅療養のため、本日の議会には出席できない旨の届け出が議長宛に提出されておりますので、ご報告いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前11時5分再開

副議長（新井雅博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、副議長の私が議長の職を務めさせていただきます。

議会運営委員会経過報告

副議長（新井雅博君） 休憩中に議長中村菊雄君から議長の辞職願いが副議長宛に提出されましたので、議会運営委員会を開催し、その取り扱いについてお諮りしましたので、その経過を議会運営委員会委員長に報告を求めます。委員長塩原吉三君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 塩原吉三君登壇）

議会運営委員会委員長（塩原吉三君） 副議長の要請により、先ほど休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、その経過についてご報告申し上げます。

休憩中に議長中村菊雄君から副議長宛に議長の職を辞職したい旨の辞職願いが提出されましたので、この取り扱い方法について協議したのでありますが、議会運営委員会の経過報告を終了した後、議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることを副議長からお諮りして決定することになりました。

以上をもちまして、議会運営委員会の経過について報告を終わります。

副議長（新井雅博君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

日 程 追 加 の 件

副 議 長（新井雅博君） 中村菊雄君から議長の辞職願いが提出されております。

お諮りいたします。この際、議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議
ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副 議 長（新井雅博君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

議 長 辞 職 の 件

副 議 長（新井雅博君） 地方自治法第 1 1 7 条の規定により中村菊雄君の退席を求めます。

（ 2 0 番 中村菊雄君退場）

副 議 長（新井雅博君） まず、その辞職願を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長（青柳孝之君）

平成 1 3 年 5 月 1 6 日

藤岡市議会副議長 新井 雅博様

藤岡市議会議長 中村 菊雄

辞 職 願

今般一身上の都合により議長を辞職した

いから許可されるようお願い出ます

副 議 長（新井雅博君） お諮りいたします。中村菊雄君の議長の辞職を許可することにご異議あり
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

副 議 長（新井雅博君） ご異議なしと認めます。よって、中村菊雄君の議長の辞職を許可すること
に決しました。

中村菊雄君の入場を求めます。

（ 2 0 番 中村菊雄君入場）

日 程 追 加 の 件

副 議 長（新井雅博君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（新井雅博君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

暫時休憩いたします。

午前11時11分休憩

午後4時28分再開

副議長（新井雅博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

副議長（新井雅博君） 本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

議長の選挙

副議長（新井雅博君） これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（新井雅博君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票によることに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

副議長（新井雅博君） ただいまの出席議員数は23人であります。

投票用紙を配布いたさせます。

（投票用紙配布）

副議長（新井雅博君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（新井雅博君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

副議長（新井雅博君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。事務局長。

（事務局長氏名点呼、投票）

副議長（新井雅博君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（新井雅博君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

副議長（新井雅博君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番片山喜博君及び7番金子勝治君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

開票に入りますので、しばらくお待ちください。

（開票）

副議長（新井雅博君） 選挙の結果を報告申し上げます。

投票総数 23票

これは先程の出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 23票

無効投票 0票

有効投票中

木村喜徳君 13票

塩原吉三君 10票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、木村喜徳君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました木村喜徳君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

議長承諾のあいさつを願います。木村喜徳君の登壇を願います。

（13番 木村喜徳君登壇）

13番（木村喜徳君） 一言ごあいさつを申し上げます。

たいだま不肖私が藤岡市議会議長に当選させていただきまして、心から感謝をしておりところであります。もとより浅学非才、その器ではございませんが、この重責につく以上は住民福祉の向上と藤岡発展、それに議会の円満なる運営のため、全精力を傾注する所存でございます。議員各位をはじめ皆様方の限りないご指導とご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます、議長就任のあいさつといたします。

副議長（新井雅博君） 議長交代のため暫時休憩いたします。

午後4時43分休憩

午後4時44分再開

議長（木村喜徳君）議長交代いたしました。
休憩前に引き続き会議を開きます。

前議長退任のあいさつ

議長（木村喜徳君）この際、前議長中村菊雄君から退任のごあいさつを願います。中村菊雄君の登壇を願います。

（20番 中村菊雄君登壇）

20番（中村菊雄君）議長退任するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月1日の定例会において皆様のご選任をいただき、3・4・5月の今日を迎えるまでの間、市の執行部と議会との円満な協調をと誠心誠意努力してまいりましたが、業務遂行中、寄る年波が災いしてか、体調の不良を知るにつけ、このまま推選下、議会皆様にご迷惑が及んではと思ひ、辞職を決意いたしました。今まで寄せていただきましたご恩に対し、厚く御礼を申し上げ、言葉は足りませんが退任のあいさつにかえます。大変お世話になり、ありがとうございました。

市長あいさつ

議長（木村喜徳君）次に、市長からごあいさつを願います。市長の登壇を願います。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君）議長の当選に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。ただいま議長が決定いたしました。当選されました木村議員には心からお祝いを申し上げます。

議長に当選されました木村議員は、平成9年3月、市議会議員選挙に初当選されて以来、2期4年間ご活躍をされてまいりました方であります。木村議員は市民から信頼も厚く、議長にふさわしい方であり、真の地方分権の実現に向け、議会活動に十分な指導力を発揮されますことをご期待いたします。

今年は21世紀最初の年度であります。藤岡市が大きく飛躍していくために大事な年度でもありますので、議員各位の正副議長に対するご協力、ご支援をお願いいたしまして、お祝いのあいさつといたします。

第6 常任委員会委員の選任

議長（木村喜徳君）日程第6、常任委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。常任委員の選任については議長において指名したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

午後4時48分休憩

午後5時22分再開

議長(木村喜徳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(木村喜徳君) 事務局長をして申し上げさせます。

事務局長。

事務局長(青柳孝之君) 常任委員の氏名等について発表させていただきます。

総務常任委員 8人

三好徹明 議員	冬木一俊 議員
反町清 議員	新井雅博 議員
針谷賢一 議員	山田一友 議員
中村菊雄 議員	吉田達哉 議員

経済建設常任委員 8人

片山喜博 議員	金子勝治 議員
佐藤淳 議員	笠原史嗣 議員
青柳正敏 議員	青木寛 議員
塩原吉三 議員	久保信夫 議員

教務厚生常任委員 8人

金井壽 議員	松本啓太郎 議員
茂木光雄 議員	斉藤千枝子 議員
坂本忠幸 議員	木村喜徳 議員
川野盛幸 議員	大戸敏子 議員

以上でございます。

議長(木村喜徳君) ただいま事務局長より申し上げましたとおり、それぞれ指名したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々をそれぞれ

れの常任委員に選任することに決しました。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長及び副委員長を互選の上、議長まで報告願います。

なお、各常任委員会の開催場所を次のように指定いたします。総務常任委員会は第1委員会室、経済建設常任委員会は第2委員会室、教務厚生常任委員会は議長応接室です。以上のとおりであります。

暫時休憩いたします。

午後5時24分休憩

午後5時58分再開

議長（木村喜徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

正副常任委員長の互選結果報告

議長（木村喜徳君） 各常任委員会における委員長及び副委員長の互選の結果が議長のもとに参りましたので、ご報告申し上げます。

総務常任委員会委員長	反町清君
副委員長	冬木一俊君
経済建設常任委員会委員長	青柳正敏君
副委員長	笠原史嗣君
教務厚生常任委員会委員長	金井壽君
副委員長	斉藤千枝子君

以上であります。

第7 議会運営委員会委員の選任

議長（木村喜徳君） 日程第7、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

議会運営委員会委員に

冬木一俊君	佐藤淳君
笠原史嗣君	斉藤千枝子君
坂本忠幸君	青木寛君
針谷賢一君	吉田達哉君

以上8人を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8人の方が議

会運営委員会委員と決しました。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長及び副委員長を互選の上、議長まで報告願います。開催場所は議長応接室です。

暫時休憩いたします。

午後6時休憩

午後6時32分再開

議長（木村喜徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

正副議会運営委員長の互選結果報告

議長（木村喜徳君） 議会運営委員会委員長及び副委員長の互選の結果が議長のもとに参りましたので、ご報告申し上げます。

議会運営委員会委員長 針谷賢一君

副委員長 坂本忠幸君

以上であります。

第8 選第4号 群馬県六市自転車競走組合議会議員の補欠選挙

議長（木村喜徳君） 日程第8、選第4号群馬県六市自転車競走組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

群馬県六市自転車競走組合議会議員に木村喜徳を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました木村喜徳を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました木村喜徳が群

馬県六市自転車競走組合議会議員に当選しました。

ただいま当選しました木村喜徳が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

第9 選第5号 多野藤岡医療事務市町村組合議会議員の補欠選挙

議長(木村喜徳君) 日程第9、選第5号多野藤岡医療事務市町村組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

多野藤岡医療事務市町村組合議会議員に飯島守君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました飯島守君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました飯島守君が多野藤岡医療事務市町村組合議会議員に当選されました。

第10 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

(藤岡市税条例等の一部改正)

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

(藤岡市国民健康保険税条例の一部改正)

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて

(藤岡市都市計画税条例の一部改正)

議長(木村喜徳君) 日程第10、報告第1号専決処分の承認を求めることについて(藤岡市税条例等の一部改正)、報告第2号専決処分の承認を求めることについて(藤岡市国民健康保険税条例の一部改正)、報告第3号専決処分の承認を求めることについて(藤岡市都市計画税条例の一部改正)、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 塚越正夫君登壇)

市民環境部長(塚越正夫君) 報告第1号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきました藤岡市税条例等の一部改正につきましては、3月28日の参議院本会議において可決成立されました地方税法の改正に伴うものでございます。今回の改正条例の主な点につきましては、市民税関係につきましては、最近の経済情勢を踏まえた企業組織再編税制の整備、各種の土地税制、上場株式等の課税の特例措置等の延長、各種保険料控除の所用の規定の整備、商品先物取引等に係る課税の特例措置に係る改正等であります。固定資産税関係につきましては、社会情勢の変化に伴う非課税等特別措置について、新たな創設のほか、所期の目的が達成されたものについて整理統合を図る改正となっております。

施行期日につきましては、平成13年4月1日からとなっております。

続きまして、報告第2号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきました藤岡市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法の改正に伴うものでございます。今回の主な改正点につきましては、附則の第9項を第10項とし、さらに附則第8項を附則第9項とし、第7項の次に商品先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例項目を加えたものであります。

続きまして、報告第3号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

藤岡市都市計画税条例の一部改正につきましても、藤岡市税条例等の一部改正と同じく地方税法の改正に伴う改正であります。改正の内容については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備であります。施行期日は、平成13年4月1日であります。

以上、簡単ではありますが、専決処分の説明といたします。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議 長(木村喜徳君) 提案理由の説明が終わりました。

報告第1号専決処分の承認を求めることについて(藤岡市税条例等の一部改正)、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(木村喜徳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よつて、報告第1号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第1号専決処分の承認を求めることについて(藤岡市税条例等の一部改正) 本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よつて、報告第1号は原案のとおり承認されました。

報告第2号専決処分の承認を求めることについて(藤岡市国民健康保険税条例の一部改正) これより質疑に入ります。ご質疑願ひます。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よつて、報告第2号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第2号専決処分の承認を求めることについて(藤岡市国民健康保険税条例の一部改正) 本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。
報告第3号専決処分の承認を求めることについて（藤岡市都市計画税条例の一部改正）
これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第3号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、報告第3号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第3号専決処分の承認を求めることについて（藤岡市都市計画税条例の一部改正）本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、報告第3号は原案のとおり承認されました。

第11 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて

（平成12年度藤岡市一般会計補正予算第4号）

議 長（木村喜徳君） 日程第11、報告第4号専決処分の承認を求めることについて（平成12年度藤岡市一般会計補正予算第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長 塚本昭次君登壇）

市 長（塚本昭次君） 報告第4号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成12年度藤岡市一般会計補正予算は補正第3号をもって最終予算とする予定でしたが、歳入では、地方譲与税・利子割交付金・地方消費税交付金・ゴルフ場利用税交付金・特別地方消費税交付金・自動車取得税交付金・地方交付税・交通安全対策特別交付金の確定による変更、そして繰入金の変更と地方債の追加及び変更により補正する必要

が生じたものであります。また、歳出では、総務費・衛生費・消防費において、所要の予算措置が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により、補正予算第4号の専決処分を行ったものであります。

最初に、第1条で示してありますとおり、歳入歳出それぞれ2億7,170万円を増額し、総額192億3,624万6,000円とするものであります。次に、第2条の繰越明許費の補正であります。第2表のとおり、追加として上落合土地改良総合整備事業外6件であります。次に、第3条の地方債の補正であります。第3表のとおり、追加として急傾斜地崩壊対策事業外2件、変更として、プール建設事業外10件の限度額の変更であります。

なお、細部については助役より説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（木村喜徳君） 助役。

（助役 柵木 孝君登壇）

助役（柵木 孝君） 引き続きまして、歳入歳出予算の事項別明細について、歳出からご説明申し上げます。

第2款の総務費の第1項総務管理費、第2目人事管理費の退職手当等で1,733万5,000円、第6目財政管理費の減債基金積立金等で2億620万8,000円をそれぞれ追加。次に、第4款の衛生費では、第1項保健衛生費、第7目老人保健費の老人保健特別会計繰出金で4,532万6,000円の追加。次に、第9款の消防費では、第1項消防費、第1目常備消防費の消防費負担金で283万1,000円の追加であります。なお、その他の歳出の科目につきましては、いずれも地方債の補正に伴う財源更正であります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入を申し上げます。

第2款の地方譲与税で783万1,000円、第3款の利子割交付金で9,181万6,000円、第4款の地方消費税交付金で1,791万円をそれぞれ追加。次に、第5款のゴルフ場利用税交付金で1,137万円を減額。次に、第6款の特別地方消費税交付金で14万7,000円を追加。次に、第7款の自動車取得税交付金で142万1,000円を減額。次に、第9款の地方交付税で2億8,214万8,000円を追加。次に、第10款の交通安全対策特別交付金で157万円、第17款の繰入金で8,849万1,000円、第20款の市債で2,530万円をそれぞれ減額するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重ご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第4号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、報告第4号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第4号専決処分の承認を求めることについて（平成12年度藤岡市一般会計補正予算第4号）本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、報告第4号は原案のとおり承認されました。

第12 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて

（平成12年度藤岡市老人保健特別会計補正予算第3号）

議長（木村喜徳君） 日程第12、報告第5号専決処分の承認を求めることについて（平成12年度藤岡市老人保健特別会計補正予算第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） 報告第5号平成12年度藤岡市老人保健特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入の財源を更正するものであります。歳入の総額に変更はございません。

次に、事項別明細についてご説明申し上げます。第1款の支払基金交付金では、医療費交付金として3,027万8,000円を減額、第2款の国庫支出金では、医療費国庫負担金として1,457万2,000円を減額、第3款の県支出金では、医療費県負担金として47万6,000円を減額、第4款の繰入金では、他会計繰入金として4,532万

6,000円を追加するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第5号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、報告第5号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第5号専決処分の承認を求めることについて（平成12年度藤岡市老人保健特別会計補正予算第3号）本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、報告第5号は原案のとおり承認されました。

第13 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて

（平成12年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算第3号）

議長（木村喜徳君） 日程第13、報告第6号専決処分の承認を求めることについて（平成12年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

（健康福祉部長 中易昌司君登壇）

健康福祉部長（中易昌司君） 報告第6号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成12年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算第3号につきましては、介護保険の訪問・通所サービスと短期入所サービスの支給限度額の一本化に伴い、電算システム

の改修が必要となりました。このため、繰越明許費の予算措置が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により補正予算第3号の専決処分を行ったものであります。

平成12年度事業では、システムのインターフェースの仕様の決定が遅れたため、年度内の完成が不可能となりますので、予算668万9,000円を次年度に繰り越すものでございます。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議 長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第6号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、報告第6号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第6号専決処分の承認を求めることについて（平成12年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算第3号）本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、報告第6号は原案のとおり承認されました。

第14 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて

（平成12年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算第4号）

議 長（木村喜徳君） 日程第14、報告第7号専決処分の承認を求めることについて（平成12年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道部長の登壇を願います。

(上下水道部長 荻野廣男君登壇)

上下水道部長(荻野廣男君) 報告第7号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成12年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算第4号につきましては、管渠築造工事の工期延長の必要に伴い繰越明許費の予算措置が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により補正予算第4号の専決処分を行ったものであります。

平成12年度事業では、北藤岡駅周辺土地区画整理事業の関連として、多野郡新町の行政区域内に管渠を布設すること及び藤岡駅東地区における下水道布設に伴う地下埋設物移設の協議等に不測の日数を要したため工事日数が不足となるので、工事費9,100万円を次年度に繰り越すものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議 長(木村喜徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(木村喜徳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第7号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、報告第7号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第7号専決処分の承認を求めることについて(平成12年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算第4号)本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、報告第7号は原案のとおり承認されました。

第15 議案第40号 固定資産評価員の選任について

議長（木村喜徳君） 日程第15、議案第40号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 議案第40号固定資産評価員の選任についてご説明申し上げます。

固定資産評価員は、地方税法第404条の規定によりその設置が義務づけられており、市長が議会の同意を得て選任するものであります。4月1日付人事異動に伴い、前の税務課長堀越孝夫君の後任に、現在の税務課長である水越清君の選任について議会の同意をお願いするものであります。

水越君は固定資産の評価について豊富な知識と経験を有し、最適任者と考え、ご提案申し上げます。なお、県内各市においても、税務課長あるいは資産税課長が選任されております。

以上、簡単であります。提案説明といたします。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号については委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件については討論を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決しました。

これより採決いたします。議案第40号固定資産評価員の選任について同意を求めるの件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、議案第40号固定資産評価員の選任について同意を求めるの件は、これに同意することに決しました。

第16 議案第41号 藤岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

議長(木村喜徳君) 日程第16、議案第41号藤岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

(総務部長 新井千文君登壇)

総務部長(新井千文君) 議案第41号藤岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

平成12年5月12日、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成12年法律第59号)が公布され、平成13年4月1日から施行されたことに伴い、国家公務員に準じて退職手当制度の改正をここにお願いするものであります。

公務員の退職手当制度は、公務員が法律により身分保障されており、景気の変動による失業が予想されにくいことなどから、雇用保険法第6条第4号の規定により、一部の者を除きその適用が除外されております。しかし、公務員といえども退職後に失業している場合には、雇用保険法の失業給付程度のものは保障する必要があることから、雇用保険法による失業給付と同様の水準を確保するものとして、勤続期間6カ月以上で退職した職員で、退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法を適用したと仮定した場合に支給される基本手当の額に満たない者が、1年の期間内に失業していた場合には、その差額を支給することとして、本条例の第10条に定められております。

今回の雇用保険法の改正は、給付期間について離職の日の翌日から1年であったものを、原則、当該期間を1年とし、受給資格者の区分により、身体障害者等で45歳以上65歳未満の者については1年と60日とし、倒産等により失業し勤続20年以上のものは1年と30日と改められました。これに伴い、本条例についても同様の改正をお願いするものであります。

以上、簡単でございますが、議案第41号の提案理由の説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長(木村喜徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第41号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第41号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第41号藤岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

字 句 の 整 理 の 件

議長(木村喜徳君) お諮りいたします。会議規則第43条の規定に基づき本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

市 長 あ い さ つ

議長(木村喜徳君) この際、市長より発言を求められておりますので、これを許します。市長の登壇を願います。

(市長 塚本昭次君登壇)

市長(塚本昭次君) 平成13年第2回藤岡市議会臨時会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申

上げます。

本会議に提案申し上げました報告・議案につきましては、長時間にわたり慎重なるご審議をいただきそれぞれご決定いただきまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。今後とも議員各位のご意見を尊重しながら市民のニーズに合った行政運営を心がけてまいり所存でありますので、ご協力をお願い申し上げます。議員各位におかれましては、健康にご留意いただきまして、一層のご活躍をいただきますことを祈念申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

閉 会

議長（木村喜徳君） 以上をもちまして会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成13年第2回藤岡市議会臨時会を閉会いたします。

午後7時12分閉会